

歴史地理学と考古学の学際的溝に挑む

米倉二郎

- I. はじめに
- II. 国府と条里に関する米倉仮説
- III. 筑後国府と条里
- IV. 播磨国府と条里
- V. 肥後国府と条里
- VI. 余言

I. はじめに

1987年度日本地理学会秋季大会は九州大学で開催されたが、シンポジウムの一つの課題として考古学と地理学がとりあげられた¹⁾。考古学と地理学、なかんずく自然地理学との協力について貴重な成果が確認された。歴史地理学の分野では木下良氏が空中写真による遺跡の検出、殊に古道跡について興味深い発表をされた。そのうち佐賀平野を通る肥前の駅路について、考古学の高島忠平氏より、巨視的には直線状に見えるが実際はかなり蛇行しているとの指摘があった。

歴史地理学では地表に遺存する原景観を手掛かりとして研究を進めて来た。考古学では表土を排除して地下の原景観を発掘する。従ってその信憑性は絶対的で、これが歴史地理的復原と齟齬した場合、後者が誤謬であったとして簡単に退ぞけられ勝ちである。

この様に考古学的発掘は確実性をもつが、多くの場合局地的で、いわば点的な証明にとどまらざるを得ない。これに対して歴史地理的想定は、局所的に

は誤差を免かれないが広域に亘り得る長所がある。この両者の長短を互いに補い合うことによって学際的溝を埋め、より真実に接近できないものであろうか。その際、一般的には考古学的発掘を尊重して歴史地理的復原を再考し、これを微調整することによって見解の一致に到達するケースが多いように思われる。この小論はこのような観点から、最近発掘された国府遺跡と条里との関係を再考したものである。行論の都合上、国府と条里に関する筆者仮説を次に簡単に述べることにする。

II. 国家と条里に関する米倉仮説

拙稿「国府と条里」²⁾「国府と条里(第二報)」³⁾は、今から30余年前に発表したもので、その後拙著『東亜の集落』⁴⁾に収録した。その要旨は、国府は中央帝都に模した条坊計画によったのではないかという観点から、付近の条里を復原して、これとの関連で国府の計画を考案した。まず周防国府の場合、その所在する佐波郡の条里を復原すると里界線の交点が字国庁および国衙に一致することから、国府は適当な里の界線の交点を基準とし、それを含む幾個かの坪に国庁を設け、その周辺の幾坪かを国府の郭内としたのではないかと考えた。そして備中、和泉、若狭、播磨、備前、豊後、肥後、尾張の諸国府についてはほぼこの原則が認められるとしたものであった。

その後、藤岡謙二郎氏⁵⁾等により全国各地の国府が検討されることになり、条里と無関係の国府も多いことが注目された。さらに木下良氏⁶⁾は、その後

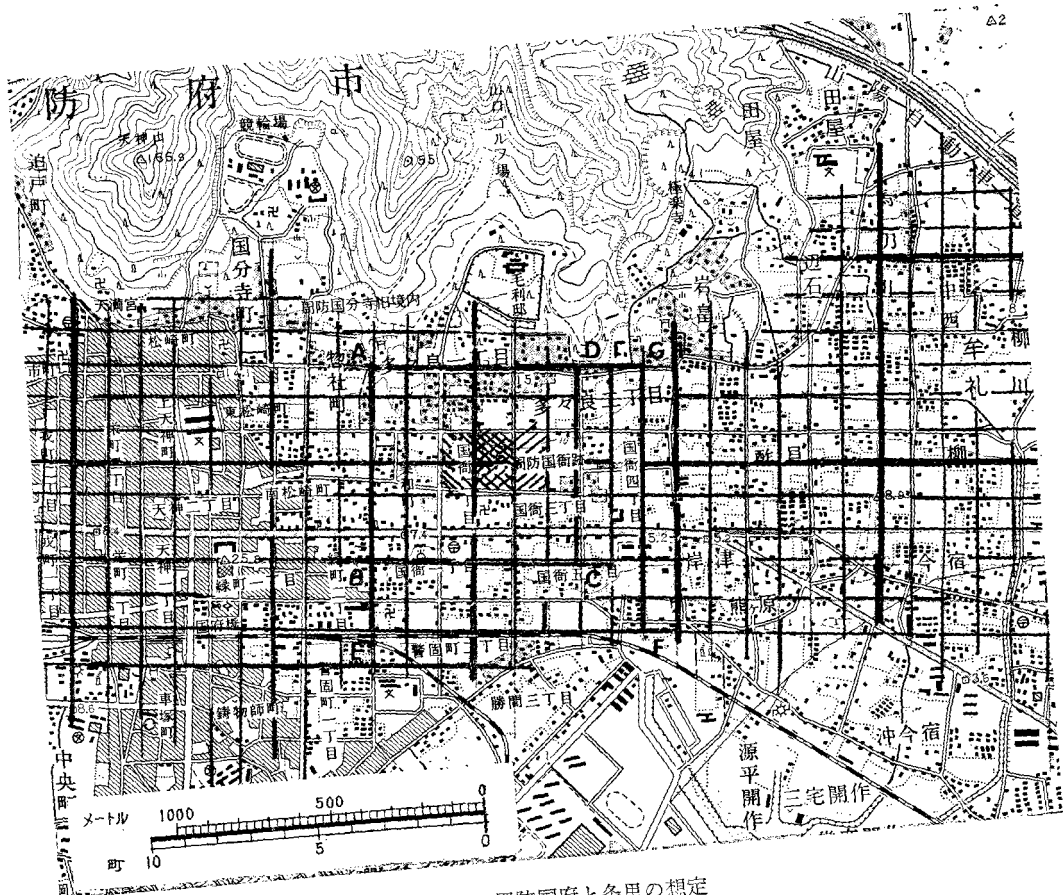


図1 周防国府と条里の想定
 ABCD: 初期国府, 左上り斜線部: 同国庁,
 A EFG: 後期国府, 右上り斜線部: 同国庁

の国庁址の発掘例なども加えて考察され、一般的には国府と条里は無関係の場合が多いのではないかとされる。同氏の近著『国府——その変遷を主として——』⁷⁾は、藤岡氏以後の国府研究を総括された、簡にして要を得た名著と評するに値するものであるが、この点に関する限り筆者と所見を異にする。

木下氏は周防の国衙の発掘の結果、朱雀大路が12.6mの道幅を持ち、これを基準として国府の条坊即条里も計画されているとして、私が想定した条里の里界線（南北里界線は朱雀大路の西一丁を通る）の交点を中心とする仮説は立論の根拠を失うとされた。

確かに、いわゆる方八町の国府域は佐波郡の条里

と整合しない。しかし私は、国府と条里に関する第2の仮説ともいべき国府拡幅説⁸⁾を提唱した。

国は大上中下の四等に等級分けされていた。大・上国は方八町、中国は方六町の国府規模が一般であったようである。それで国の等級が昇格すれば国府規模の上級のそれに拡幅されたとする説である。周防は始め中国で後に上国となったので当初方六町の国府が後に方八町に拡幅されたとすることができる。そうすると初期の国府は条里の里界線を交点とする方六町であったろう。(図1 ABCD)。いわゆる方八町の後の国府域(同図 A EFG)は、初期のその南辺と東辺にそれぞれ2町幅を拡幅したものと考えられる。朱雀大路も初期のそれは後のものより1

町西を通っていた筈である。

周防国衙の発掘を主導された小野忠熙氏の私信によれば、字大番の西側の南北線、帝都の条坊の呼び方を転用すれば西一坊路、すなわち筆者の条里の南北基準線にそって25m幅位真砂土を叩きしめて平坦にしたものが、道路跡か築地の土壇跡か明らかでないが存在する。なお、防府市教委のその後の調査では朱雀大路と西一坊路との間隔は約130mで、条里の109mより20mも広い(山中敏史・佐藤興治『古代の役所』1985, 79頁)。この事は、周防国府が朱雀大路を基準に設計されたとするよりも、元来条里の基準線に大和の下ツ道のような道幅が存在したとする方が理解しやすい。すなわち、初期の国府はこれを朱雀大路として条里と整合して計画されたとすることができよう。あるいは国府と条里が同時に施行されたとする事もできよう。方八町への拡幅による朱雀大路の付け替えは1町東に道幅を付け替えるだけで事足り、他の条里畦畔には全く影響がない。方八町域の朱雀大路が固有の道幅をもっていたとして、条里と無関係とするよりも、条里の側からの新解釈に対し発掘側から再検討を加えられ、国府拡幅について更に今後の調査が必要と述べられた小野忠熙⁹⁾氏の慎重な見解は流石である。歴史地理学と考古学の両刀違いの同氏にして初めて為し得る発言で傾聴すべきであろう。

このように筆者の国府と条里に関する第1仮説に対しては疑義が唱えられ、第2の国府拡幅説は未だ大方の承認を得るに至っていない。しかし後述の筑後・播磨・肥後などの国府発掘は、如上の仮説を適用することによって条里との整合が一層よく証明されるように思う。

Ⅲ. 筑後国府と条里

筑後初期の国府址は久留米市の東部合川町に所在する。筑後国府の研究史は古賀寿氏¹⁰⁾により概述されている。これまで国府跡と推定されていた枝光部

落南方小字阿弥陀の遺跡は、昭和36年、故鏡山猛氏¹¹⁾を中心とする九州大学考古学教室により発掘された。これは全国における国府址発掘の嚆矢であり、ほぼ国府址と認定された。その際、この付近の条里は北から約20°東偏する方向であるが国府の遺跡は正南北方向であるとして、国府と四近条里との齟齬を指摘された。爾来此所を中心として正南北方向の方六町ないし方八町の国府郭が諸家によって想定されることとなった。

他方、久留米市教育委員会は昭和47年以来、国府址の発掘調査に従い、実に54次にわたる広域の探索によってほぼその全貌を明らかにしつつある。殊に阿弥陀地区の東南100余mの小字風祭地区を中心に多数の建物遺構が発掘された。1981年の報告書¹²⁾では、此所を中心の方二町ほどを国府址とし、これを方六町の府郭の南辺中央におかれたものとした。その後、遺跡の更に広範な分布を明らかにされて来た松村一良氏¹³⁾は、遂に「枝光国府は他の諸国の場合と異なり方二町の国衙域を画することなく地形に従って設置された幾つかの官衙ブロックから構成された」であろうとされ、また「一定の府域を画したことはあり得ても、その中を一町方格に区画することはなかったであろう」とされ、国府と条里は無関係とする説に賛意を表される如くである。

しかし、前掲筑後国府跡や1978年の筑後国分寺跡の報告書¹⁴⁾では、国分寺と尼寺から北上して推定国府の中軸線が図示され、付近の御井郡条里の復原案も古賀氏により示されている。しかし国府と条里との密接なつながりを発見できず、結局国府は未条里地域に作られたかとするに至ったことは惜まれる。小田富士雄氏も近著¹⁵⁾で多年に亘る研究を総括され、「筑後国府付近には条里制が施行されているが、国府の東・西・南の条里は各々方位を異にしていて、いずれも国府と合致しない。国府の南一八町ばかりのところ方二町と推定される筑後国分寺があるが、これは南地域の条里区画内に合致するようである」

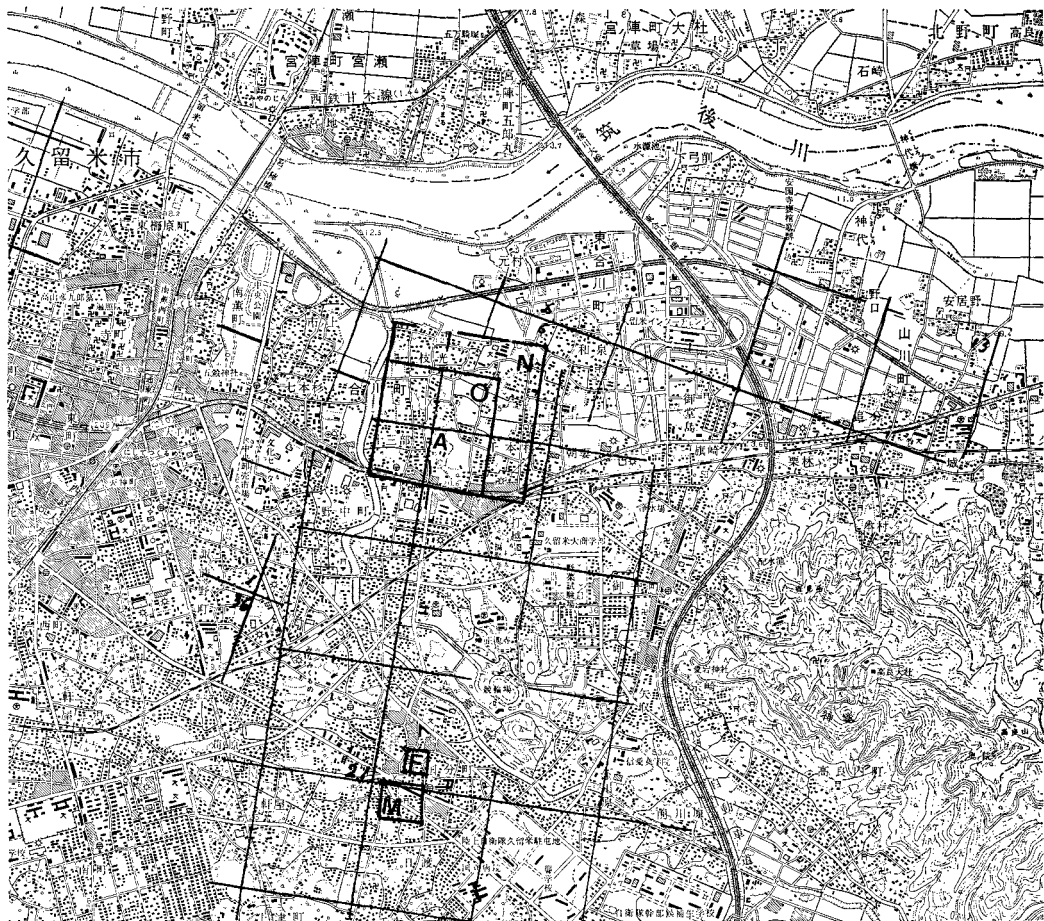


図2 筑後御井郡の条里と筑後（枝光）国府
 A：初期枝光国府の中心，O：同東北隅，N：後期
 枝光国府東北隅，M：国分僧寺址，F：国分尼寺址

とされる。そして筑後国府と周辺の条里を図示されているが、枝光国府址までには及ばなかった。

ここで改めて筑後国府址と御井郡条里との関係を精査すると、後者には小田氏が言われるように方位を異にする条里が存在する。まず筑後川河岸平地部ではN 20° Eの方向をもっており、国府址がのっている低位段丘面のそれと異なる。鏡山氏はこの平地条里と発掘された阿弥陀遺跡建物の方位が異なることから、国府と四近条里との無関係を指摘されたようである。

さて風祭地区で発掘された一群の建物遺跡はN6° Eほどの方位に統一されていた。御井郡南部国分寺付近の条里は正にこれと同方位であるから、南部条里が低位段丘の北端近くまで延びていたと思われる。それで国分寺近くの一ノ江、二ノ江を基準として南部条里を復原して北に進むと、最北の里界線の交点Aが字阿弥陀と字風祭の中間に位置することがわかる(図2)。さらに風祭の発掘遺構(図3)の中で東西方向の長い溝跡がこの里界線に沿うものであることがわかり、その東端で直角に北上する築地線は坪

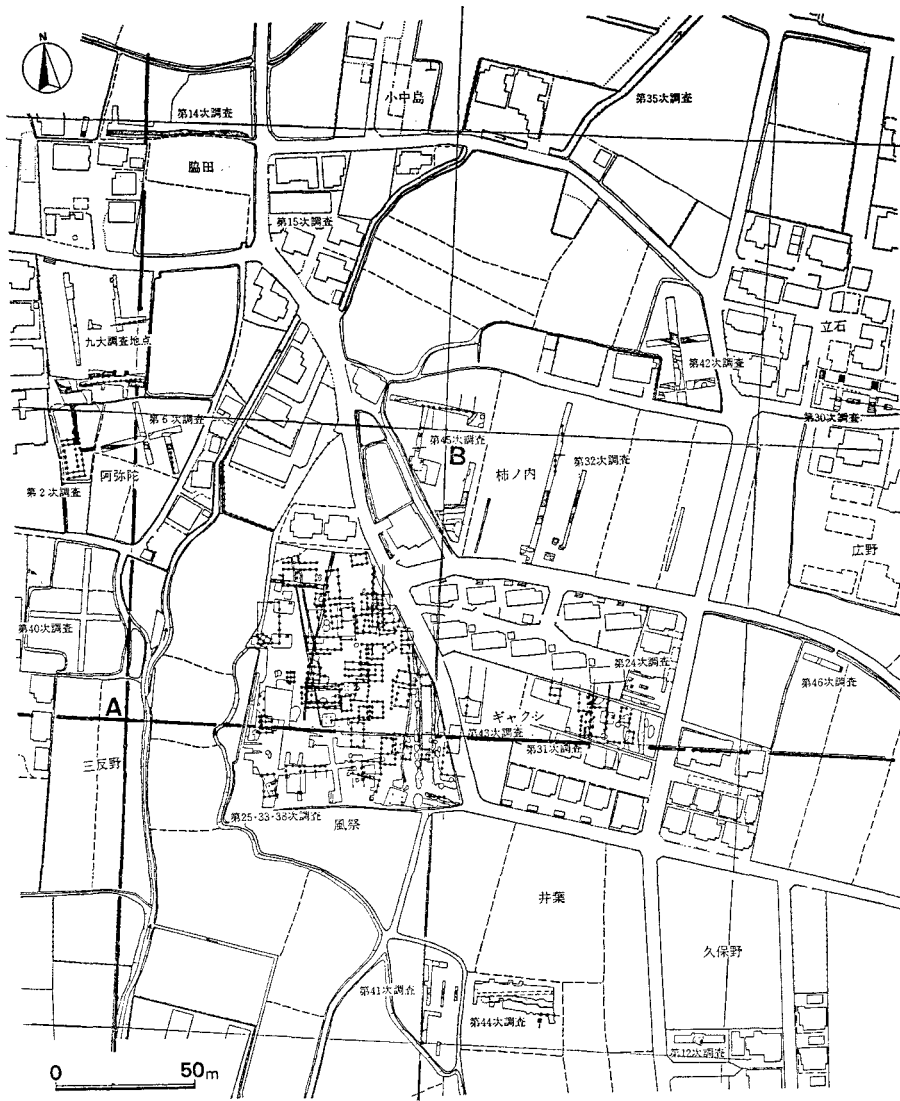


図3 筑後（枝光）国府中心部（風祭・阿弥陀地区）発掘遺構と条里

界で南北里界線の1町東を通ったものと考えられる。

かくて里界線の交点Aは私説での筑後国府創設時の中心点とすることができよう。国庁はこれを中心にして周囲の4坪、方2町ほどにわたったものとするれば、風祭地区から阿弥陀地区を包含したであろう。ただ、中心点付近は台地上の浅い谷の凹地に当たるので、建物はこれをさけて台地上に設けられた。従って一見官庁ブロック群の観を呈するが、条里と方位を同

じくする建物が遺物の上から初期の建物と判断され、その後正方位に建て替えられたようである。従って風祭地区が創設時の国庁で、その後阿弥陀地区に拡張されたようである。

創設時の府郭は中国のそれとして方六町とすれば、図2 A点を中心に東西南北に各3町をとった範囲で、図2のO点を東北隅とするものであったろう。その西辺は高良川の流向に沿っており、この河道は府郭

の西を限る周濠として改修されたものであったかもしれない。

筑後国が中国から上国に昇格した際、府郭を方八町に拡張したとすれば、おそらく北辺と東辺にそれぞれ2町幅を加えたであろう。北辺はちょうど段丘崖となって河岸低地にのぞむこととなり、東辺には条里に添う道路跡と思われるものが残っている。かくて、図2のN点を東北隅とすることになったであろう。そして新府郭の中心も図3のA点よりB点となったはずである。それからはこのB点を中心とする4坪が国庁域となったはずで旧国庁域とは風祭地区を共有するが、その東・北・東北の各坪が新たに加わることになったであろう。風祭地区の東の坪には連続する遺構が発掘されており、おそらく拡張後に増設された施設である。その遺物などから国司館舎の跡かとされている。

国府の拡張につれ、国庁を通る中軸線——周防国衙の朱雀路に当たるものも1町東に移動したであろう。これが国分寺報告にいう国府中軸線でちょうど国分寺に突き当たることになり、先述の研究者等を悩まして来たが、元來創設時の国府中軸線は里界線でその西1町を通っていたので、国分寺はこれに面して設けられたであろう。国府拡張により1町東に付け替えられた為、国分寺に突き当たるような一見不可解な配置となったものであろう。

枝光地域にあった初期の筑後国府がおそらく天慶の乱(941年)で焼亡し朝妻地域などに移転して衰亡した事については、松村氏の述べられた通りであったろう。

IV. 播磨国府と条里

播磨国府の研究史については姫路市教委の秋枝芳・山本博利氏のレポート¹⁶⁾に要約されている。播磨国府址は現姫路市域に存在したようであるが、筆者はこの一帯旧飾磨郡の条里を復原してそれを基礎に国府の推定を行った(図4, YYY Y)¹⁷⁾。これに対

して谷岡武雄氏は新たな立場で条里を復原され、拙案より2町西, 1町南に推定された¹⁸⁾。

これより先、姫路市の中央本町の播磨国総社付近は奈良時代の古瓦が発見されることでかねて注目されていたが、それに西隣する郵便局の増築に当たって発掘調査が行われ、国府に関係深いと思われる遺構が発見されるに至った。これをふまえて木下良氏は、駅路との関係を重視する立場から新たに正方位の国府址を想定された(図4, KKKK)¹⁹⁾。

さて本町遺跡にはN 21° Eと条里とほぼ同方位の建物群や塀の跡があり、同報告の山中敏史氏の報文に従えば、これが第1期つまり国府創立時8世紀前半頃の遺構とされている。そしてそれほど時代を下らぬ第2期には同じ場所でN 1~1.5° Wと正方位に近く建て替えが行われたという。従って木下氏の想定は第2期以降のものとなろう。

ここで本町遺構を念頭において、筆者の飾磨郡条里とそれに伴う国府想定を再考しよう。飾磨郡の条里は溝渠・畦畔などの遺構は明瞭であるが、坪名や文献などの残存するものが乏しい。従って、それらの何れを主とするかによって想定は異なる。私は条里の南北方向は平野の傾斜に従ったもので大体市川の流路に平行したものと考えるから、飾磨郡条里南北の基準線を市川に接近して想定した。東西の坊については広峯社領門田の所在からおおよそ判断したものである。さて飾磨郡条里の呼称が何時始まったかわからないが、条を左右に分つ命名は国府を基準として行われたと考えられる。そこで本町遺跡を国府域とする立場から、私の想定南北基準線を2里西に移し、東西の基準線を1里南に下げて見る。この事は如何にも恣意的と思われるであろうが、もともと基準を何によるかに迷って市川の河道としたのであって、新たな基準点に合わせることは当然であり、東西のそれは一里さげても広峯社門田の所在など不都合を生じない。そうしてその里界線の交点を中心に東西南北に各4町をとり国府郭を想定す



図4 飾磨郡条里と播磨国府の諸推定
 Y：筆者の第1の推定域，¥：筆者の第2の推定域，K：木下良の推定域

れば(図4， ¥¥¥¥)，本町遺跡は図5の如く国府北辺に接して中軸線の右すなわち東側の坪に収まることになる。国府域内での国衙の位置について私説では中心の方二町を第1候補と考えてきたが、地形によって、例えば平城、平安京などの帝都のプランのようにその北辺中央の位置が選ばれることもあり得たであろう。姫路平野も北から南に向かって傾斜しているので播磨国府ではこれによったとすれば、本町遺跡は正にそれに該当する。もし国衙区域が方

二町里条の4坪に及んだとすれば、本町遺跡はその中の東北坪に当たったであろう。さらに想定国府中軸線を入れて遺構との関係を考察すれば、条里の南北方向に一致する堀1は中軸線より45mほどの距離をもって平行している。これと同時期に建てられたとされる建物1や建物3等の建物群の東を限る堀と認められる。もし中軸線の反対側つまり西側に、堀1と対照的に堀があって西を限る線とすれば、両者の間隔は90m前後となろう。これは近江国衙²¹⁾の政

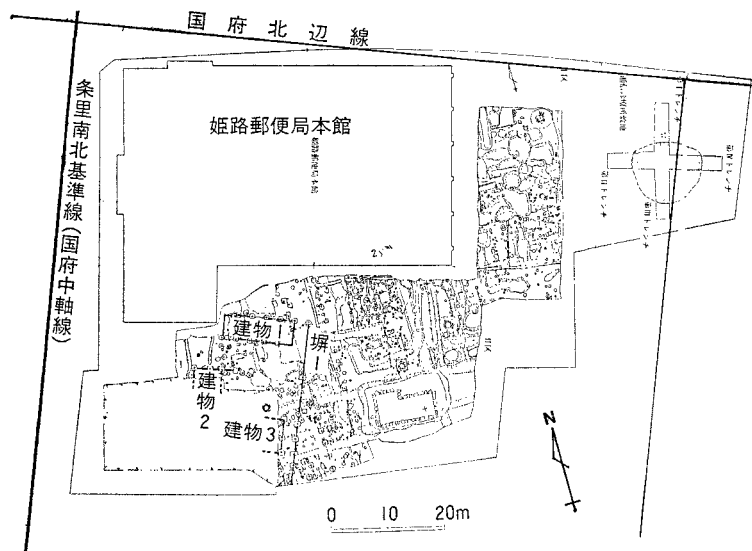


図5 姫路市本町遺跡と想定条里

庁の東西規模にはほぼ等しい。建物1や建物2の性格あは不明であるが、国庁付属の建物であったと見なし得る。堀1の北端、建物1の北側の柱列は推定国府北辺から約50mで、近国府江の北の坪界線からの距離と似ている。播磨も近江と同様大国であったのでその政庁規模も同じであったとすれば、図4の斜線で示された位置に、堀1の北端を東北頂とする東西90m、南北100mほどの政庁を想定できよう。

もし第2期の国府がほぼ第1期のそれを踏襲した位置で方位を正方位に建て替えたもので府郭もそれに従ったものであったとすれば、木下氏の想定府郭を西に4町ほど移動させて、本町遺跡がその北辺中央に位する範囲を想定すべきかと思われる。

V. 肥後国府と条里

肥後の国府は当初熊本平野南部の益城郡に置かれたようだが、国分寺の創建頃と時を同じくして北の詫麻郡（現熊本市出水町国府）に移され、9～10世紀の頃再び益城郡に、さらに西して飽田郡（現熊本市二本木町）に移された²⁰⁾。

そのうち詫麻国府について私は、詫麻郡の条里を

復原して出水町国府の元村屋敷付近に条里界線の交点が想定されるので、これを西南隅とする方二町ほどの元村屋敷を国衙址に、これを中心として方八町ほどの国府郭を想定した²¹⁾。その後、元村屋敷の土塁址や溝渠などほぼ正方位を取ることがわかったので、府郭も正方位の方八町であったろうと修正した²²⁾。

1962年熊本大学松本雅明教授を中心として元村屋敷の発掘調査が行われ、国衙の概要が判明した。それは図6の如く、元村屋敷のほぼ中央に正殿・東殿・西殿・中門・南門を配置するものであった²³⁾。

さて詫麻郡では条里の遺構はかなり明瞭であるが坪名の残存するものは乏しく、しかも数詞坪名も数町歩にわたって同一坪名が付されるものが多いので、拙稿の復原図は多少の誤差を含むものである。

元村屋敷の考古学的発掘を機会に、改めて空中写真や大縮尺図などを勘案すると、条里の東西線についてはまず問題はないが、南北線は半町ほど東に移した方が畦畔や旧村界などにより妥当する。そうすると図7の如く条里の里界線の交点が正に元村屋敷の中央に位するようになる。

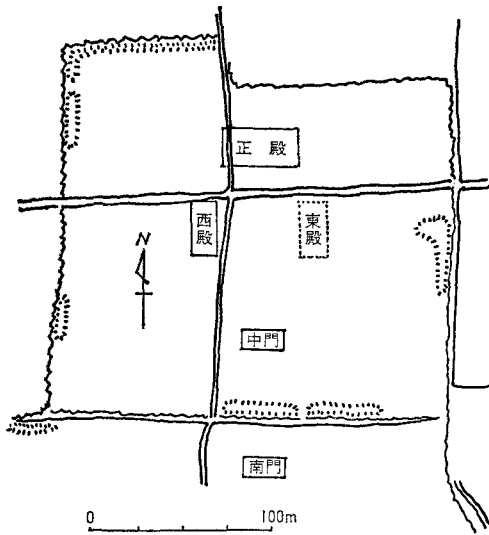


図6 肥後詫麻国府の発掘復原
(松本雅明氏による)

かくて元村屋敷の肥後国衙は詫麻郡条里の里界線の交点を中心に4坪方二町の土地を選び、方位はほぼ正方位に修正して建設されたであろうとすることができよう。

国府の府郭についてその後木下良氏は、私が府郭の南限とした畦畔は条里に従っており、その約2町北のそれが正方位でここを南限とし、西は私説の如く一の井手(上溝)とされ、その南辺、つまり府郭の西南隅に当たる部分が角を取り除いたように人工的な弧状のカーブとなっていることに注目され、同様のカーブが西北隅や東南隅にも認められるとして、私説より2町ほど北上させた位置に国府域を想定された²⁴⁾。

詫麻郡条里の復原を最初に手がけられた牧野洋一氏は、府域を私が当初推定した条里を重視すべきだ



図7 肥後詫麻郡条里と詫麻国府

東から2本目の南北里界線と南から2本目の東西里界線の交点が国府の中心点、これを中心とする方2町が元村屋敷すなわち国衙址、中心点から東西南北に4町をとった方8町域で西南隅が円弧状に限られているのが国府址。

とされ、ただ1町ほど北上させた位置に推定された²⁵⁾。

肥後国府の国衙が私説の如く条里界線の交点を中心とするものと見なし得るならば、国府郭についてもまた同様に考えられよう。肥後は初めから大国であったようであるから、里界線の交点を中心として東西南北に4町をとった方八町の範囲が府郭とされたであろう。そして可及的に郭内の道路・水路等を正方位近くに付け替えたようである。しかしその付け替えは一部にとどまり、条里の畦畔・水路などのすべてには及び得なかったようである。ことに国府が飽田に移された後には旧府域も水田に切り替えられることになり、もとの条里の溝渠の蘇生も起こったことであろう。

かくて国府址には条里方向と正方位の両者の道路や水路が混在して遺存するに至ったであろう。その際、条里方向が先行し正方位が後発のものであったろうことは、木下氏のいわれる通りであろう。

今改めて国府付近の航空写真(図7)を観察すると、想定南辺の中央部は条里線をそのまま残しているが、西南隅の位置、一ノ井手からの水路のカーブは、この方が木下氏推定の2町北の東西道路より、よりスムーズである。そして、その東端は現在出水中の敷地となっているが、これから北上する道路は西辺の一の井手と対照的に東に対してやや張り出した膨みをもってほぼ正北に北上する。ただ国府の北辺は条里の畦畔に従ったものか不明確で、東北隅や西北隅の状況も不明である。府郭について何等かの施設が行われていたとするならば、将来の発掘によっていずれの想定が正しいか判明することであろう。

VI. 余 言

以上、国府址の発掘されたものにつき、従来の条里からの想定との食い違いについて考察し、条里復原を微調整することにより、その間の溝を埋める事

ができる場合を報告した。さらにその結果として、局地的な発掘の遺構を面的に拡大できる可能性に言及した。

国府と条里に関する筆者の仮説は諸家の叱正によってさまざまな制限を加うべきであると思うが、なお存続の意義が認められないであろうか。

筆者は一般的には条里の施行を先とし、それを利用して国府が計画されたとして考察して来たが、条里と国府が同時に着工された場合がむしろ多かったかもしれない。また正方位をとる国府は条里施行に先立って計画されたものとしたが、発掘の結果は条里方向の建物が古く後に正方位に建て替えられたことを明らかにした。その建て替えは、建物だけに終わった場合、郭内の道路や周濠などにも及んだ場合など、国々の自然的社会的条件に従って多様であったようである。

元来国府は帝都に準じて律令政治の国土計画の一環をなしたもので、全国に通ずる画一的な計画によって建設されたであろう。なかんずく周防の国府は、それが理想的に実施された場合と考えられる。これに基づいて構想された筆者の国府と条里に関する仮説は、国府の理想型を呈示したものであろう。従って、国によって施行の当初からさまざまな段階に修正変形されたであろうが、それが更に正方位への建て替え、国の昇格に伴う拡張などによる変容を免れなかったであろう。従って全国の国府遺跡を総観すると筆者の仮説からはずれるものが多いのはむしろ当然である。

人文科学における法則的なものは類型であって、自然科学における公理や定理とは性質を異にしている。それは多くの例外や変形を容認するものであるが、雑多な知識を整理する規範として無きに優るものであろう。

〔注および参考文献〕

- 1) 磯 望・小林 茂「考古学と地理学」(1987年度秋季学術大会シンポジウム)地理学評論61—3,

- 1988, 281~289頁。
- 2) 拙稿「国府と条里」史学研究57号, 1954, 1~5頁。
 - 3) 拙稿「国府と条里(第二報)」広島大学文学部紀要9号, 1956, 149~166頁。
 - 4) 拙著『東亜の集落』古今書院, 1960, 209~236頁。
 - 5) 藤岡謙二郎『国府』1969, 吉川弘文館。
 - 6) 木下 良「国府と条里との関係について」史林50-5, 1967, 73~102頁。
 - 7) 木下 良『国府』1988, 教育社, 110~115頁。
 - 8) 拙稿「国の昇格と国府の変容」史林66-1, 1983, 70~94頁。
 - 9) 小野忠熙『山口県の考古学』1985, 338~348頁。
 - 10) 古賀 寿「筑後国府跡研究史」(『筑後国府跡(I)久留米文化財報告書第12集』所収)1976, 1~11頁。
 - 11) 鏡山 猛『北九州の古代遺跡』日本歴史新書, 1956, 183頁。
 - 12) 久留米市教育委員会『筑後国府跡』(久留米市文化財調査報告書第26集)1981。
 - 13) 松崎一良「筑後国府の調査」古代文化35-7, 1983。
 - 14) 久留米市教育委員会『筑後国分寺跡(1)』1978。
 - 15) 小田富士雄『九州考古学研究・歴史時代各論篇』学生社, 1988, 41~86頁。
 - 16) 秋枝 芳・山本博利「本町遺跡—播磨国府推定地の調査」日本史研究455, 1986。
 - 17) 前掲 2), 3)。
 - 18) 谷岡武雄『平野の開発』古今書院, 1964, 226~232頁。
 - 19) 姫路市教委『本町遺跡』1984, 140~161頁。
 - 20) 「国府研究の現状(その1)」(『国立歴史民俗博物館研究報告 第10集』所収)1986, 207~209頁。
 - 21) 前掲3), 160~163頁。(拙著『東亜の集落』古今書院, 1960, 226~229頁に収録)
 - 22) 拙稿「九州の条里」九州アカデミー, 第1, 1960, 35~36頁。
 - 23) 松本雅明「熊本県熊本市肥後詫麻国府」日本考古学年報15, 1962, 207~208頁。
 - 24) 木下 良「肥後国府」地理25-9, 1980, 102~104頁。
 - 25) 牧野洋一『熊本県の条里』熊本県教育委員会, 1977, 10~11頁。
- 〔追記〕
播磨国府址再調査には福武財団奨学金(高重進氏を代表とする)の一部を使用した。記して深謝の意を表す。